

※このちらしは大阪市立小学校を通じて小学3年生の児童に配布するために作成したものをホームページに掲載しています。

にほんのうえん 日本脳炎ワクチン2期のお知らせ

～小学校3年生配付用～

【定期接種対象期間（無料で接種できる期間）】

9歳から13歳の誕生日の前日まで

※9歳に至っていない場合や、13歳を過ぎてからの接種は任意接種となり、費用は自己負担になりますのでご注意ください。



1 日本脳炎について

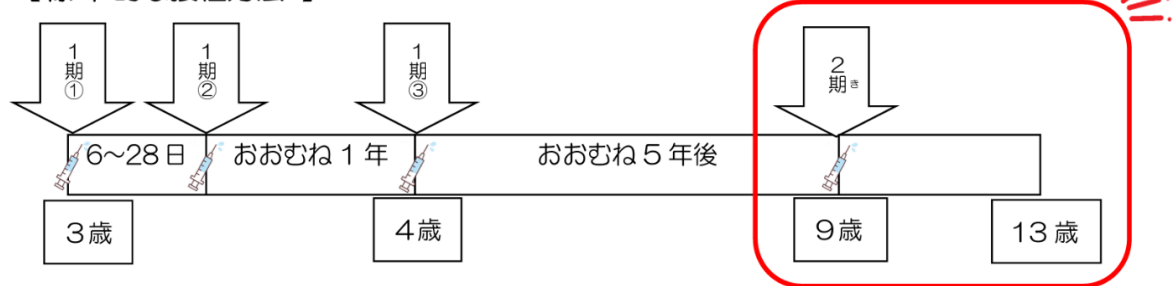
日本脳炎ウイルスの感染でおこります。人から人に直接感染するのではなく、ブタなどの体内でウイルスが増えた後、そのブタを刺した蚊が人を刺すことによって感染します。感染者のほとんどが不顕性感染（病気としての症状が出ず、知らない間に免疫だけができる感染のこと）ですが、100～1,000人に1人が日本脳炎を発症するといわれています。高熱、頭痛、嘔吐、意識障がい、けいれん（ひきつけ）などの症状を示す急性脳炎を起こすと、20～40%は亡くなるといわれています。

予防接種の普及などで患者数は減少し、近年では西日本を中心に毎年10人未満の発生となっていますが、日本脳炎ウイルスは広い地域で確認されています。最近では高齢者の患者が多くなっていますが、小児での発症報告もあります。

2 日本脳炎ワクチンについて

日本脳炎ワクチンは日本脳炎ウイルスを精製し、不活化したもの（病原性をなくしたもの）です。1期として6日以上（標準的には28日まで）あけて初回2回、その後6か月以上（標準的にはおおむね1年）あけて追加接種を1回行います。また、1期終了後6日以上（標準的には5年後）あけて2期として追加接種を1回行います。

【標準的な接種方法※】



※詳しくはかかりつけ医もしくは保健福祉センターにご相談ください。

3 副反応について

副反応の主なものは発熱、咳、鼻水、発疹、注射部位の発赤・腫れで、これらの副反応のほとんどは接種3日後までにみられます。

その他にショック、アナフィラキシー※様症状、急性散在性脳脊髄炎、脳炎、脳症、けいれん、急性血小板減少性紫斑病などの重大な副反応の発生がみられることがまれにあります。

※アナフィラキシーとは、接種後30分以内におこるアレルギー反応で、ショック状態になるような激しい全身反応のことをいいます。



4 予防接種を受けに行く前に

このリーフレットの説明をよくお読みいただき、予防接種の内容についてよく理解し、接種してください。予防接種は体調の良いときに受けることが原則です。気になることやわからないことがあれば、あらかじめ、かかりつけ医や保健福祉センターにご相談ください。

【予防接種を受けることができない方】

- (1) 明らかに発熱のある人（一般的に体温が37.5℃以上の場合をいいます）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- (3) 予防接種に含まれる成分でアナフィラキシー*を起こしたことのある人
- (4) その他、医師が不適切な状態と判断した人
(現在、病気などで治療中の方は主治医にご相談ください)

5 予防接種の受け方

委託医療機関



- (1) 予約は、大阪市ホームページに記載されている医療機関へ電話などで申し込んでください。
- (2) 接種当日は、必要事項を記入した「日本脳炎2期予防接種予診票」と「母子健康手帳」を持参の上、予約日時に医療機関に行き、医療機関に置いてある「予防接種実施申込書」に必要事項を記入してください。
- (3) お子さまの体温を測定し、医師の診察により、接種できるかどうかの判定を行います。その結果、接種できるときには保護者の方に改めて接種を受けるかどうかの確認を行い、サインをいただいてから接種します。
- (4) 接種費用は無料です。
(ただし接種対象期間外の接種は任意接種となり、費用は自己負担になります)

6 予防接種を受けたあとの注意

- (1) 接種後30分は体調が変化することがありますので、医師とすぐに連絡がとれるようにしましょう。
- (2) 接種後1週間は副反応の出現に注意し、注射部位の腫れ、高熱、嘔吐、けいれん、その他変わったことがあるときは、すみやかに医師の診断を受けましょう。
- (3) 入浴はさしつかえありませんが、注射した部位をこすことはやめましょう。
- (4) 接種当日は体調の変化に気を配り、激しい運動は控えましょう。
※予診票の副票は大切に保管しておいてください。

7 予防接種健康被害救済制度

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になった、あるいは生活に支障をきたすような障がいが残ったなど、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。制度の利用を申し込む時は、予防接種を受けたときに住民票を登録していた区の保健福祉センターにご連絡ください。

この部分の裏面は、予防接種予診票の副票になっています。
副票はこの予防接種の証明となりますので、
大切に保管してください。

※小学校で配布するちらしは、この裏面に予診票が印刷されています。予防接種の委託医療医療機関については大阪市ホームページの「各種予防接種委託医療機関について」をご確認ください。

【問い合わせ先】

保健福祉センター	所在地	電話番号
北 区	北区扇町 2 丁目 1 番 27 号	06-6313-9882
都島区	都島区中野町 5 丁目 15 番 21 号 (分館)	06-6882-9882
福島区	福島区大開 1 丁目 8 番 1 号	06-6464-9882
此花区	此花区春日出北 1 丁目 8 番 4 号	06-6466-9882
中央区	中央区久太郎町 1 丁目 2 番 27 号	06-6267-9882
西 区	西区新町 4 丁目 5 番 14 号	06-6532-9882
港 区	港区市岡 1 丁目 15 番 25 号	06-6576-9882
大正区	大正区千島 2 丁目 7 番 95 号	06-4394-9882
天王寺区	天王寺区真法院町 20 番 33 号	06-6774-9882
浪速区	浪速区敷津東 1 丁目 4 番 20 号	06-6647-9882
西淀川区	西淀川区御幣島 1 丁目 2 番 10 号	06-6478-9882
淀川区	淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号	06-6308-9882
東淀川区	東淀川区豊新 2 丁目 1 番 4 号	06-4809-9882
東成区	東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号	06-6977-9882
生野区	生野区勝山南 3 丁目 1 番 19 号	06-6715-9882
旭 区	旭区大宮 1 丁目 1 番 17 号	06-6957-9882
城東区	城東区中央 3 丁目 5 番 45 号	06-6930-9882
鶴見区	鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号	06-6915-9882
阿倍野区	阿倍野区文の里 1 丁目 1 番 40 号	06-6622-9882
住之江区	住之江区御崎 3 丁目 1 番 17 号	06-6682-9882
住吉区	住吉区南住吉 3 丁目 15 番 55 号	06-6694-9882
東住吉区	東住吉区東田辺 1 丁目 13 番 4 号	06-4399-9882
平野区	平野区背戸口 3 丁目 8 番 19 号	06-4302-9882
西成区	西成区岸里 1 丁目 5 番 20 号	06-6659-9882